

「相続税廃業」を避けるには どうすればいいか

事業承継税制

ジャーナリスト 村上 敬 =文 text by Kei Murakami

事業承継にかかる 税金がゼロに！

会社を後継者に継がせたいが、株を相続させると莫大な税金がかかる……。そう考えて事業承継に一の足を踏んでいた経営者に朗報だ。今年4月1日から、新事業承継税制が10年間の時限措置でスタート。これがなかなか使える内容なのだ。

従来から事業承継は優遇税制があつたが、条件が厳しく、必ずしも使いやすいものではなかつた。それが今回、緩和されて、内容も拡充された。

具体的に見ていく。先代からの非上場株式の贈与・相続で事業承継した場合、これまで株式総数の3分の2を上限として、納税予定額の80%が猶予された。たとえば株式評価額1億円の会社の株式すべてを一代目が引き継いだ場合、対象株式6666万円分×80%で、5333万円にかかる相続税が猶予に。裏を返すと、4667万円分の株式は相続税の課税対象だった。

改正後は、対象株式の上限がなくなり、猶予額も100%に拡充。先の例なら1億円分の株式について相続税が100%猶予される。つまり事業承継関連の負担はゼロだ。

改正後は、対象株式の上限がなくなり、猶予額も100%に拡充。先の例なら1億円分の株式について相続税が100%猶予される。つまり事業承継関連の負担はゼロだ。

使いやすくなった事業承継税制

改正前	改正後
納税猶予対象株式	発行済み株式の3分の2まで
納税猶予割合	80%
先代の適用要件	1人
後継者の適用要件	代表後継者1人
雇用維持条件未達	猶予打ち切りで全額納付
	理由報告で猶予継続

適用対象も緩和された。これまでこの税制が適用されるのは、先代一人から後継者一人に贈与・相続される場合のみだつた。改正後は、親族外を含む複数の株主から、代表

これまで事業承継対策といえば、持ち株会社をつくったり、退職金を払つたりして株式の評価額を下げる方法が一般的だつた。そこに今回の改正が加わつた意義は大きい。

「持ち株会社や退職金による

相続前に 計画の提出が必要

これまで事業承継対策といふてからでは優遇措置を受けられないでの、いまのうちから準備をしておこう。

P

● 答えていたいたい人

益本正藏
公認会計士・税理士



Shohei Masumoto

権を持つ後継者最大3人までに。たとえば先代の妻が、代表権を持つ子2人に株式を相続させるとときも適用できる。雇用8割維持の条件が緩和されたことも大きい。公認会計士で税理士の益本正藏氏は

「従来は事業承継後の5年間平均で雇用の8割を維持できなければ、猶予が取り消されてしまう。しかし、現段階ではこの計画をつくる税理士が少ない。専門家である税理士が詳しくないのだから、一般的に認知が進まないのも当然です」

「税制の適用を受けるには、特例承継計画を提出する必要があります。しかし、現段階ではこの計画をつくる税理士が少ない。専門家である税理士が詳しくないのだから、一般的に認知が進まないのも当然です」

「これまで事業承継対策といふてからでは優遇措置を受けられないでの、いまのうちから準備をしておこう。